

鎌倉公方御社参次第

石 渡 隆 之*

The Ceremonials of Kamakura Kubō's Formal Visit to the Tsurugaoka-Hachimangū Shrine, 16th Century

Takayuki ISHIWATA

1. 史料

「公方様御発向宿入之次第

(第1条) (午)
永祿元戊戌四月四日申時十里御先より遠山丹波守殿一番傘二人重藤之弓武拾人熊皮簾十人簾拾人鍬二十人引替二疋御力者一人太刀二人頓者二人かちはし里五十余人騎馬之衆十騎何茂衣裳は給小袴丹て如此

(第2条)
一 公方様之御先茶坊主二人女房衆十一騎御小人三人引替之御馬四疋青地之とんすれ馬衣毛せん乃鞍おゝいの御馬一疋めし御馬一疋長もち四の津きゑゆすのおゝいほゐい三荷赤地とんすのおゝい御弓一人ゑひら一人月の王乃志んさやのたいまいの屋り二人太刀二人鷹二もと御力者一人御小人五人御中間五人何も能し徒け丹て御先よりかちはし里御さふらい衆十二人衣裳は給小袴よて御はきそいの衆武拾人其次にとんゑや二人御く津一人満りおふ津一人さしかさ一人御こしゑき十二人左右よ合五十余人

(第3条)
一 御ミたいの御輿れさきよ御小人三人かちはし里のさふらい衆十二人御こしかき十二人上ろう衆御輿十一丁一丁ニ侍式人つゝゑしかき六人つゝ御小人三人弓二人う津は二人屋り二人太刀二人引替一疋もうせんのからおゝい一疋御力者一人く津一人侍衆五十余人佐々木殿次第一色殿次第同前

(第4条)
一 三番より梶原殿次第御小人三人弓一人う津は一人屋り二人太刀二人五尺之かなはう二本を一人し亭も津なり何も合能し徒け丹て十余人引替一疋毛せん乃くらおゝひ一疋御馬そへ五十余人其あとよゑい堂殿遠山隼人佐殿何も百余人如此

(第5条)
一 公方様之御は満おりの次第四月八日未時ゆいれはま黒木之御所作御上ろう衆へ御かち二十人御こし三丁一丁公方様一丁へ御ミたい一丁へ御つは禰御供の侍衆佐々木殿梶原殿一色殿遠山丹波守殿南条玄蕃殿山中彦十郎殿余田殿遠山隼人佐殿旁々為始各千余人

(第6条)
一 社参之次第四月十日午時ひき幕より道徒衆数七百六十間赤はしまて徒ちかためゑいむかうて二間丹一人つゝは山中彦十郎殿南条玄蕃殿兩人ゑての御奉行

(第7条)
一 赤はしよ里西の道にまくをひき其内ニ鍬二十丁弓三十丁ゑ具足小とう具十人まく乃ほゑゑゑはしかちんれ上下丹亭熊皮の志きか王太刀をはき志かう申され候山中彦十郎殿

(第8条)
一 おきいしの道よ八幡宮ニ向て幕をひき其内よ各ゑ具足如前南条玄蕃殿

(第9条)
一 御ミたいの御こしとりゑ王世より十二丁御入御供乃侍衆三十二人南大門より御禰り東れ御門乃内よきんらんのまくをひき其内御神楽間御座候

(第10条)

一 公方様の御禰里は赤はしれ一鳥居より御向より社人岩瀬御ゑいを持御速ニ参候

(第11条)

一 公方様めし物はは津ひの拾すいかんへあるしこんしの大くち御こし物ゑとう徒御ふつ道行

(第12条)

一 下之宮にて拝殿より御神楽之間御はきそいの衆ゑはし上下にて左右二十人佐々木殿かち王ら殿一色殿百余人

(第13条)

一 下宮之西御門より北条新九郎殿御坊様百余人御参詣禰御帰一上宮丹て東御門王きニ二間みすの内より御みたい始上らう衆御神楽之間

(第14条)

一 公方様はろう門之王きより東御座敷之内ニ御神楽之間置二てうかさ禰御座

(第15条)

一 佐々木殿梶原殿一色殿ろう門之西れ王きニ志かうなされ候屋がて御下向十一日午時先建長寺長谷大仏ゑんま堂御見物

(第16条)

(巳)

一 十二日之巳時ゑの嶋極楽寺御見物十三日之午尅ハ八幡宮御らんくより御口参詣

(第17条以下)

一 神馬之事十二疋神主請取

一 御太刀十二ふり小別当請取

一 百貫之代物は院家中配分

一 御神楽錢百貫は八乙女請取

一 供錢六拾貫岩瀬請取

右如此次第等己後十五日小田原御成

永祿元年 戊午

其時御年十六歳 御生年 癸卯 年也 」

上に掲げたものは「鎌倉公方御社参次第」の全文である。はじめの「公方様御発向宿入之次第」は、いわば内題であって、表紙の標題は「鎌倉公方御社参次第」とある。内題は当事者の記録であるが、これに対して表紙題は、いわば客観化した第三者的な標題といえよう。

史料の所在地は国学院大学図書館¹⁾。もと黒川真頼博士の所蔵だったらしく、その蔵書印が第1ページ下段に見える。

大きさ、縦、横およそ 30 cm×20 cm、わずか 10 ページ（表紙は別）で、すべて同一人の筆写になる。文字は書道的な上手さはないが、事務的な達筆であるとはいえよう。

原本は、永祿元（1558）年4月を過ぎることそれほど遠くない時期に書かれたと思われる。そして本史料たる写本はその後、なんらかの必要によって筆写されたものであろうが、その時期は、確証はないが江戸時代初期であろうか。

なお、原本の筆者は、記事の内容から推して鎌倉公方側近の祐筆であつたろうと思われる。

2. 若干の注釈的解釈

史料の全文を逐条的に解釈することは、内容を理解するうえに必要なことではあるが、かなり冗長にわたるきらいもあるのでそれは別の機会にゆずりたい。ここでは内容解釈上重要な役割を果たすと思われ、また、三浦半島にも関係のある若干の人物について触れ、あわせて従来の見解と微細なことではあるが異なる見解等についてとりあげることにしたい。

① 遠山丹波守と梶原殿

この記録には遠山丹波守の名が第1条と第5条にみえ、また「梶原殿」というのが第4条、第5条、第12条、第15条の4か所にみえる。とくに「梶原殿」については後の3か条では「佐々木殿梶原殿一色殿」と記載の順序がきまっていて何かを暗示するものがあるように思える（後述）。

それはともかく、遠山氏と梶原氏とが三浦の地に関係している記事は「北条記」²⁾に次のようにみえる。

「弘治二年の春……此折しも房州里見義弘兵船八十艘に取乗て、相州三浦へ押渡る。三浦に有合小田原衆、海賊梶原備前守を初として、富永三郎左衛門・遠山丹波守喚き叫んで切て懸り、突合打落、射立打立散々に戦ける。」

ところで遠山丹波守は「小田原旧記」によれば「三家老」の一人で「武州江戸之御城代」である。また「小田原衆所領役帳」によれば、1人で実に35行も記録され所領高は「都合貳千四拾八貫四百三拾五文」、北条家臣中有数の大身である。上記35行のうち、後記にも関係のある「百壹貫八百五拾文 江戸廻上平川」のあることだけを摘記しておこう。

なお、遠山丹波守は永祿7年、国府台合戦には、三浦道寸の子といわれる正木大膳亮時綱と戦っている状況が戦記³⁾にみえ、この戦いで子の隼人正とともに討死している⁴⁾。その隼人正とは、「鎌倉公方御社参次第」の第4条、第5条にみえる隼人佐のことであろうか。ついでにいうが、丹波守はもと隼人佐と称したこともある⁵⁾ことを考えると、そのこどもがそれを襲名したということは十分考えられるところである。

一方「梶原殿」はおそらく備前守のことであろうと思うが、「小田原衆所領役帳」にみる梶原氏と名のる者は、「梶原助五郎(江戸馬込)」と「梶原日向守(六郷内新井宿)」があるのみで備前守はみえない。そのためであろうか。一部で「(梶原氏が)北条氏の家臣にもいたことは『役帳』によってもわかるが、ここにある備前守……などは徴証なく明かにしがたい。」⁶⁾と否定的な見解を述べているものもある。しかし「小田原旧記」には「一い 寄子衆合印 梶原備前守」とあって「御旗本備四拾八番将衆」のいろは順の筆頭に書かれておりその実在を疑うことはできない。このこと、から「梶原殿」は備前守のことであると、ただちには結びつかないが、その地位等を考えた場合、いまのところ備前守とすることが最も実状に近いように思える。

② あい堂殿と余田殿

第4条にあい堂殿、第5条に余田殿の名がみえるが、これはともにおそらく会田氏——会田中務丞のことであろう。

あい堂が会田であることはまず問題はあるまい。

余田というのは、北条関係の記録、戦記類にもみえないところから考えると、あるいは原本の「会田」の文字が崩れて判読しがたくなり、筆写の際に誤って「余田」としたのではあるまいか。氏名の記載順序をみると、両条とも遠山隼人佐の前におかれていていかにも同一人らしいことを暗示しているが、それよりも、「小田原衆所領役帳」に

「遠山隼人佐

買得

拾五貫文知行

元太田四郎兵衛

下平川」

「一 会田中務丞

三拾貫文

江戸下平川 年貢内にて被下

百貳貫貳百五拾文

葛西小 岩

半役

九拾三貫四百文

同 飯 塚

同

五拾壹貫貳百五拾文

同 奥 戸

同

以上貳百七拾六貫九百文

此内百五拾三貫五百文 改而被仰付知行役」

とあって、ともに江戸下平川に所領をもっていること（前述のように遠山丹波守も上平川）は、単なる偶然の一致とは思えない。おそらく、遠山丹波守が自己の所領に近い会田氏を社参の列に加えしめたのではあるまいか。このことから、思考の順序は逆ではあるが、「余田」が「会田」の誤写であらうとの推察も可能となると思うのである。

③ 佐々木殿と一色殿

佐々木、一色両人の名は、第3条、第5条、第12条、第15条にみえる。

第3条では両人のみの名が連記され、あとの3か条では、先にも述べたように両人の名の間に「梶原殿」が介在している。

ところで佐々木氏も一色氏も北条家臣団中にはその名をみない。それがどうしてここにみえるのかといえば、両人はともに公方の家臣として参加したものと思われるのである。

第3条の「佐々木殿次第一色殿次第同前」とは、おそらく遠山丹波守と同じという意味であろう。行列のトップには北条氏家臣中の実力者たる遠山丹波守がたっても、公方や御台所の近辺にはやはりその直接の家臣こそ必要だったのであろう。

なお、佐々木氏は、関東公方の御所奉行（通常8人で構成される。）の筆頭者⁷⁾であるが、そういえば第5条における佐々木氏以下も8人である。うがちすぎかもしれないが、北条氏が、社参の式の完璧を期すべく御所奉行としての経験豊富な佐々木氏を起用して、以下8人をこの御所奉行に擬したのではなかろうか。そして一方、その中において北条側の式典関係の代表者が「梶原殿」であったと思われる。佐々木、一色という、公方方の氏名の間に、いわば北条方の梶原の名が割り込んでいるのは、佐々木氏と梶原氏とのつりあいをとろうとした意図の表われといえないであらうか。

次に一色氏であるが、「新編武蔵風土記」によれば「一色宮内大輔直朝は足利晴氏、義氏に従ひ……」とあり、また「永祿六年諸役人附」⁸⁾に「一色刑部少輔氏明（吉良殿弟也）」とある。「北条記」巻第三、公方鶴岡参詣之事の条に「一色刑部少輔御沓の役」とあるのは氏明のことであろうか。そうとすればこれは吉良氏と姻戚の関係にあり、その吉良氏は公方の家臣で、同じ日「吉良左兵衛佐御傘を仕る」と一色刑部少輔と並べて書かれているのが注目される。なおついでにいうが、吉良左兵衛佐頼康は北条氏綱の婿で蒔田御所と称せられた。氏綱の女に「蒔田御所の室」⁹⁾とあるのは、すなわちこの吉良左兵衛佐の室のことである。この吉良氏のことは「鎌倉公方御社参次第」には氏名がみえないが、「北条記」にはみえるところから、一色氏との関係、北条氏との関係、さらに公方との関係と考えた場合、まず社参の式に参列していたであろうことは想像に難くない。

④ 山中彦十郎と南条玄蕃

山中彦十郎と南条玄蕃¹⁰⁾の名は、第5条から第8条までの間にみえる。他の氏名の記載順位が正しく序列づけられているのに、この2人だけは、第5条では南条が先、第6条では山中が先である。これは、おそらく両者に甲乙なく、全く並列する立場にあったからであろう。

「小田原旧記」によっても「御旗本備四拾八番将衆」としていろは順に書かれているうち、

「一な 山中彦十郎」

「一う 南条玄蕃助」

とほとんど並んでおり、「小田原衆所領役帳」でも「本光院殿衆知行方」として

「一 山中彦十郎

百拾八貫文

卅貫文

廿貫文

中郡 串橋

東郡 谷畑

三浦 三崎之内

以上百六拾八貫文 御公方役自前々有之」¹¹⁾

「一 南条玄蕃助

七拾三貫三百八十文

三浦 和田開分

内六十貫文 御蔵出」¹²⁾

とあって、この間の事情を物語っているようである。そして「鎌倉公方御社参次第」でもひき幕から赤橋までは両人が儀仗警固の役を奉行し、かつそれぞれの分担を指揮していて全く同じような役割を演じているのがみられる。

⑤ 北条新九郎

第 13 条に北条新九郎の名がみえる。北条氏は代々新九郎を称していたが、ここでは氏康のことであろう。なお、ここで「北条新九郎殿」と名前をあげて指称したことは、この記録が北条側の家臣の筆になったものではない、すなわち、はじめに述べたように、公方方の家臣の手になったものであることを物語るものといえよう。北条方の祐筆の記載ならば、もっと抽象的な敬称、たとえば「御屋形様」といったような敬称を使用したであろうと思われるからである。

⑥ 公方の年齢

「関八州古戦録」¹³⁾に「弘治二年の春に至り晴氏をは隠居なさしめ義氏^(督)干時十^{八才也}を家婚として」という記事があり、また後にも触れるが、「北条記」¹⁴⁾には「其年四月中旬、^(永祿元年)関東公方左馬頭義氏朝臣、……今年御歳十八にならせ玉ひけるとぞ聞えし。」とある。

弘治 2 (1556) 年と永祿元 (1558) 年とは 2 年の差があるので、公方義氏の年齢について 2 年の差があることになる。そのいずれが正しいかに迷うのであるが、この「鎌倉公方御社参次第」ではさらに 2 年の相異があることになる。三者を比較してみれば、右のようになる (○がそれぞれの記録に記されたその年の公方の年齢) が、史料価値の高さから、また公方の生年を「癸卯年」すなわち天文 13 (1543) 年と押えてまで記した「鎌倉公方御社参次第」の記事を信用したい。

	関八州	北条記	次 第
弘治 2 (1556) 年	⑮	16	14
永祿元 (1558) 年	20	⑮	⑮

⑦ ゑ具足

最後に非常に細かい、しかも内容の解釈としては大勢上影響のない「ゑ具足」という文字について。これは史料の第 7 条と第 8 条の 2 か所に出てくるが、これについて石野英氏¹⁵⁾は異なった読み方をしておられるので、今後の引用上の注意としていわば付録的に触れるものである。

石野氏は置石 (段葛) の説明用に第 8 条の全文を引いて、その中の「ゑ具足」を論文「中世鎌倉の都市的構成」¹⁶⁾では「者具足」と読まれ、著書「神奈川県大観 3 鎌倉三浦湘南」¹⁷⁾では「名具足」と読まれている。実は、氏の論文の文章がそっくりそのまま (?) の形でその著書にみられるところから、両者は同一の原稿を使用されたものと思われるが、そうとすればいずれか一方は誤植であろうか。しかし、それにしても写本のこの部分は「ゑ具足」であって、「者具足」でも「名具足」でもない。これと全く同じ「ゑ具足」が第 7 条にみえ、また他の条にも「ゑほし」、「ゑんま堂」、「ゑの嶋」などの「ゑ」の字体はすべて同一のもので、他に紛れようがない。石野氏は第 8 条のみに注目され、他の条の同一文字を見落されたのであろうか。それとも国学院大学以外にも史料があって、それに拠られたのであろうか¹⁸⁾。

3. 社参の状況

次項にも関係があると思われるが、参考のため「北条記」にみえる公方社参の状況を写しておく。

「 公方鶴岡参詣之事

(弘治四)

同三年改元ありて永祿に移る。其年四月中旬、関東公方左馬頭義氏朝臣、鎌倉鶴岡八幡宮へ御

参詣あり。供奉の御輿以上十五丁とぞ聞へし。是は氏康の御妹の腹に生れさせ玉ひしかば、忝も氏綱の御孫にて御座しける儘、小田原よりも路次の掃除以下大道寺に被_レ仰付_ニ、北条左衛門大夫・多目周防守・下方弾正・遠山丹波守以下、江戸・川崎・神名川・鎌倉まで、伝馬其外御供の人々の馳走として道中を警固す。公方様はあじろ輿に召され、関宿の城主築田中務大輔御太刀を持、一色刑部少輔御沓の役、吉良左兵衛佐御傘を仕る。拝賀の儀式真に厳重なり。今年御歳十八にならせ玉ひけるとぞ聞えし。』

ここに「拝賀の儀式真に厳重なり」とあるが、どのように厳重なのか、この記事では必ずしも十分にはわからない。その点、「鎌倉公方御社参次第」のほうは、その具体例がいきいきと写されている。そのいくつかをあげてみよう。

① まず、儀式の日程の長いこと。儀式の中心は4月10日の八幡宮社参であるが、その前々日には浜降りの式すなわち潔斎の式があり、さらにそれ以前の4月4日からものものしい行列がみられる。また社参以後には、寺院、名勝の参詣、見物があり、小田原にはいる15日まで前後12日間を要している。この12日間という期間は、戦国争乱という事態を念頭においた場合、決して短いとはいえない。北条氏に敵意をもつものが、もし戦いをしかけてきたら、儀式は支離滅裂となり、そのことだけで北条氏の面目は丸つぶれとなろう。

② 次に参加人員のきわめて多いことがめだつ。試みに人員の明らかなものだけをひろっても、4月4日の行列には960人(第1~4条)、4月8日浜降りの式には8000余人(第5条)、10日の社参には1350人(第6~13条)といったぐあいである。もちろん記録とはいえ、若干の誇張がないとはいえないので、多少割引して考えなければならないが、それにしてもこれだけ多くの人員を動員し統率するのは、たいへんな努力が必要だったと思われる。

③ 第3は服装の豪華なこと。公方様の召物は、めざめるばかりの旭日模様の袴、赤地の水干に、紺地の大口袴といったぐあい。部下たちも烏帽子や上下といった儀式スタイル。行列の衆は揃いの小袴、現代ならばさしずめ揃いのユニホームといったところ。また、御台所、御局、上臈衆、女房衆など、女性の参加がみられるが、それらは、以上のきらびやかさに、いっそうの花をそえたものといえよう。

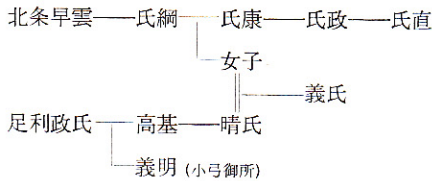
④ さらに武具もまたきらびやかさが競われた。重藤の弓(一般には大将の持弓)、瑠璃の槍(美麗な鼈甲で裝飾した槍)、熨斗付の太刀(金銀を薄く打ち延べて鞘につけた太刀)等。また「ゑ具足」というのもきらびやかな具足のことをいうのであろうか。しかもそういったものがばらばらにあるのではなく、それぞれ何人、何十人とグループをなしているのである。ここには多分に示威的な要素がみられはするが、何といっても儀仗的な豪華絢爛という色彩が強く感ぜられる。

⑤ きらびやかなのは服装や武具ばかりではない。たとえば、毛氈の鞍覆、緞子の馬衣、緞子や縹子の器具覆等がふんだんに使われている。このころ緞子や縹子はまだわが国では織られていない¹⁹⁾。つまり当時の舶来品だったわけで、いかにその豪華であったかがわかる。さらに八幡宮の東御門に張りめぐらされた金欄の幕は、まさに眼を奪うものがあつたろう。

以上社参の式の状況を数えあげれば、このほかにも多くあるが、それらはすべて、豪華絢爛の一語に尽きる。ではどうしてこのような豪華絢爛の式を行なったのであろうか。そこには特別な意味があつたのであろうか。

4. 社参の背景と意義

いままで、公方義氏と北条氏とを何となく相対立するような形で記してきたが、最後に、社参の意義を考える前提として両者の関係を示しておこう。



足利高基の子、古河公方晴氏と、北条氏綱の女との婚姻は、天文9(1540)年11月。もちろん政略結婚であるが、その間に生まれたのが、この記録にあらわれる鎌倉公方義氏である。

北条氏としては、その實力は関東に並びもない勢いにあったが、さらにそれを権威づけることが望ましかったにちがいない。そのためには公方の外戚となることは最も近みちであったはずで、晴氏と氏綱の女との婚姻はその第一段階であった。やがて義氏が生まれるとこんどはこの義氏をたてようとするのは人情の当然のなりゆきかもしれない。そうすると、いきおい、晴氏の隠退の一日も早くなるのを望むようにもなるわけである。こういった北条氏の底意が晴氏にもわからないはずがなく、義氏が生まれた翌々年の天文14(1545)年10月27日、早くも晴氏は氏康と絶ち、上杉憲政とともに川越の城を攻めているのがみられる。それから足かけ10年ののち、天文23(1554)年10月4日には、氏康は古河城を陥れ、晴氏を相模の波多野に移している。体のいい幽閉である。

この間、幼少の義氏は戦禍の外にあったものと思われるが、表面上は、外舅たる氏綱の子氏康とは敵対関係にあったわけである。この敵対関係が解け、氏康と義氏が正式に和したのが弘治2(1556)年12月17日であった。この年晴氏は隠居し、和平の2日前の12月15日に閑宿に移されているのがみられる。思うに義氏を立てることを条件に、いわば波多野から放免されたものであろうか。

ときに義氏の年齢は14歳であったはずであるから、これは義氏の意志というよりも、北条氏の圧迫によって義氏の周囲の者がそうせざるをえなかった事情におかれたためによるものといえよう。記録にみえる鎌倉公方義氏の鶴ヶ岡八幡宮社参の儀は、これから2年のちのことで、北条氏としてはようやく宿志が達せられる段階に至ったわけである。

この社参の儀は、こういった公方義氏の正統性を天下に示し、あわせて、その背後にあって実質的な権力を行使しうる立場に立った北条氏が、その自己の實力を誇示すべき一大デモンストレーションであったと思われる。

本文の中にもしばしば引用した「小田原衆所領役帳」が記録されたのが翌永祿2(1559)年2月である。この永祿1～2年こそ、北条氏の得意の絶頂期だったのではあるまいか。行事としての「公方社参」と記録としての「小田原衆所領役帳」の完成。この二つの事象を北条氏の勢力伸長のピークを示す記念碑とわたくしは考えたい。

注

- 1) 岩波の『国書総目録』第2巻215ページに「鎌倉公方御社参次第一冊 類記録 ④ 国学院」とのみある。国学院以外の名がみえないこと、活字本がないらしい点から考えると、これが唯一の現存史料か〔ただし注18)に係る本文参照〕。なお、同史料の借覧、コピー等に関し国学院大学図書館から多大の便宜を受け、また同史料の解説等に関し法政大学丸山忠綱教授をはじめ他の多くの学兄から貴重なご教示を得た。記して謝意を表する。
- 2) 「北条記巻第三、三浦軍之事」の条(萩原竜夫校注『北条史料集』100ページ)。ただし、同じこの戦記について「関八州古戦録巻之第四、里見義弘相州三崎船軍の事」の条(中丸和伯校注『関八州古戦録』102ページ)では「此所には南方よりの番兵(長)梶原備前守景宗、金子兵部少輔并に北見刑部丞時忠、山本(角)信濃守常住、古尾谷中務少輔重忠、三浦五郎左衛門尉義信、三富源左衛門以下守り居けるが、急を小田原へ告たりける。富永四郎左衛門政家、山前紀伊守、横井越前守加勢としてはせ来り、互に船を漕寄て死生をしらず相戦ふ。」とあって遠山丹波守は出てこない。ついでにいうが、上記の三浦氏、三富氏は「三崎十人衆」の一員、横井氏は「三崎城代」として著名である。

- 3) 「北条記巻第三、高野台合戦之事」の条(『北条史料集』113 ページ),「北条五代記 下総高野台合戦の事」の条(同上 315 ページ),「関八州古戦録巻之第六、総州国府台合戦初度合戦付 正木大膳亮勇力の事」の条「(同)国府台後度合戦付里見、太田敗北の事」の条(『関八州古戦録』166 ページ~176 ページ)。
- 4) 前注。なお「浅羽本遠山系図」に「直景 丹波守 永祿七年正月八日於国府台討死」、その子「某 左衛門 隼人正 永祿七年与父死」とある。
- 5) 永正3(1506)年、松田郷の延命寺への寺領寄進状(『改訂新編相州古文書』第一巻 57 ページ)。
- 6) 『北条史料集』の梶原備前守に対する注(同書 101 ページ)。
- 7) 上横手雅敬「御所奉行」(『日本歴史大辞典』第8巻 114 ページ)。
- 8) 別名「永祿日記」,「源光院殿御代当参衆并足輕以下衆覚」,「武家評定衆姓名録」(『群書類従』雑部)。
- 9) 「北条家譜」。なお「小田原記」に氏康の女に「蒔田殿」とあり、その細注に「せたかひの御所、蒔田殿の御前」と記すが、この氏康の女は氏綱の女の誤りであろう。
- 10) 南条玄蕃については、拙稿「南条玄蕃について—後北条氏の政策の一つの表われ—」(『横須賀市博物館研究報告(人文科学)』第9号,第10号),「佐竹文書における『玄蕃』と『南条』は同一人か別人か」(同第11号)参照。
- 11) 「役帳」は『東京市史外編集註小田原衆所領役帳』に拠ったが、『続群書類従』本の「役帳」では、この部分の「東郡谷畑」が、「東郡善柵」となっている。
- 12) この部分の「七拾三貫三百八十文」が、相模風土記に引かれた役帳では、「六拾六貫三百八十文」となっていて、ちょうど7貫文少なくなっている。
- 13) 「古河御所春氏相州蟄居の事」の条(『関八州古戦録』92 ページ)。
- 14) 「公方鶴岡参詣之事」の条(『北条史料集』101 ページ)。
- 15) 武相学園長。同氏には県史に関する多くの著書、論文がある。
- 16) 『神奈川県文化財調査報告』第24集 209 ページ。(昭33年3月)
- 17) 「源頼朝の都市設営」の条。123 ページ。(昭33年4月)
- 18) 「鎌倉公方御社参次第」に手をつけたそもそものはじめは、「南条玄蕃」について調査〔注10〕参照する際、石野氏のこの著書、論文を引用(採引き)しようとして、本文に記したようなとまどいに接し、原本をみななければならない必要にせまられたことに端を発していることを告白する。
- 19) 緞子や縞子は、天正年間、京都西陣でシナの法にならって織りはじめられたという。